

平成28年12月14日

各 高齢者関係施設 管理者 様

香川県健康福祉部長寿社会対策課長

(公 印 省 略)

社会福祉施設等における吹付けアスベスト（石綿）等及びアスベスト（石綿）
含有保温材等使用実態調査の実施について（依頼）

日頃は、本県の高齢者保健福祉行政に格別のご理解、ご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。
標題について、入所者及び職員等の安全対策に万全を期すため、厚生労働省老健局長ほかから
依頼がありましたので、ご多忙中恐縮ですが、別添調査様式を、平成29年1月13日（金）ま
でにメールにてご回答くださいますようお願いいたします。

記

【対象施設（県調査）】※高松市所管の施設を除く

次に該当する施設で、平成18年9月1日以後に新築の工事に着手した建築物を除く、建築物
その他の工作物を有するもの。（平成28年12月1日現在）

- (1) 養護老人ホーム
- (2) 特別養護老人ホーム（地域密着型特養を含む）
- (3) 軽費老人ホーム（A型、B型、ケアハウス）
- (4) 老人デイサービスセンター
（地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護を除く通所介護）
- (5) 老人短期入所施設
- (6) 老人介護支援センター（在宅介護支援センター）
- (7) 介護老人保健施設
- (8) 訪問看護ステーション
- (9) 有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅を含む）
- (10) 介護実習・普及センター

※市町が所管する地域密着型サービス等については、別途、市町で調査を行う予定です。

【調査の概要】

(1) 直近の類似調査

「社会福祉施設等における吹付けアスベスト（石綿）等使用実態調査の第5回フォローアップ調査について」（平成26年1月29日付事務連絡）

(2) 前回調査との主な変更点

- ・調査対象建材に、アスベスト（石綿）含有保温材等を追加
- ・調査対象建築物等を、平成18年9月1日以後に新築の工事に着手した建築物を除く全ての建築物その他の工作物に変更

(3) 留意点

直近の類似調査等において、設計図書等に基づきアスベストの使用が判明し、除去等の措置を実施している場合や、設計図書等や分析調査により6種類のアスベスト(※)が使用されていないことが明らかな場合は、今回改めて調査を行う必要はありませんので、調査表の提出に当たっては、従来の調査結果を基に記入して下さい。

(※) クリソタイル、アモサイト、クロシドライト、トレモライト、アンソフィライト、アクチノライトの6種類

【提出物】

(1) (様式1-1) 施設個表

(2) (様式1-2) 施設個表

(様式1-1で「ばく露のおそれのある施設」に該当した場合のみ提出)

※様式作成の際には、別添の「(施設用) 参考資料」をご確認ください。

また、提出の際には、メールの標題を「アスベスト調査(施設種別名_施設名)」とし、ファイル名の【施設種別名_施設名】を上記の調査対象施設種別と貴施設の名称に修正してください。

【提出方法】

- ・本調査は、施設(サービス種別)ごとの調査のため、同一建物で複数サービスを行っている場合は、それぞれで様式を作成し、ご提出ください。
- ・施設の建築物その他の工作物が、すべて平成18年9月1日以後に新築の工事に着手したものであった場合にも、その旨をメールでご連絡ください。

【様式等掲載先】

『かがわ介護保険情報ネット』－「事業者支援情報」－「県からの通知」

(<http://www.pref.kagawa.lg.jp/choju/kaigo/jigyosya/tuuchi/kentuuchi.html>)

(回答先)

香川県健康福祉部長寿社会対策課

施設サービスグループ 因藤、四ノ宮

在宅サービスグループ 小塚

電話：087-832-3266

087-832-3274

FAX：087-806-0206

Mail：choju@pref.kagawa.lg.jp